

「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の向上を目的として、岐阜県内の消防団員及び専任水防団員（以下「団員等」という。）及びその家族に対するサービス等の提供又は企業及び店舗等（以下「消防団水防団応援事業所」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この制度は、岐阜県が岐阜県消防協会・岐阜県水防協会と相互に協力し実施するものとする。

(消防団水防団応援事業所に関する基本的な考え方等)

第3条 消防団水防団応援事業所は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

2 この要綱におけるサービス等とは、団員等及びその家族が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスのことをいう。

(登録)

第4条 消防団水防団応援事業所に登録しようとする企業及び店舗等は、岐阜県消防課長が、別に定める事業所登録届（以下「登録届」という。）を提出するものとする。ただし、次に掲げる企業及び店舗等については、登録を行わないこととする。

- 一 宗教活動及び政治活動に関するもの
- 二 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げるもの
- 三 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- 四 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、岐阜県消防課長が適当でないと認めるもの

(表示証の交付)

第5条 岐阜県消防課長は、消防団水防団応援事業所の登録を行ったときは、当該事業所に表示証を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 消防団水防団応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することが

できる。

- 一 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- 二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告
(身分を証するものの交付)

第7条 岐阜県等は、団員等に対し、別に定める岐阜県内の団員等であることを示すステッカー（以下「団員ステッカー」という。）を交付するものとする。

2 団員ステッカーの汚損・紛失等により再発行を希望する団員等は、その身分等を証明する書類の提示により再交付を受けることができる。

(団員ステッカーの提示)

第8条 団員等及びその家族は、消防団水防団応援事業所からサービス等の提供を受ける場合に、団員ステッカーを提示しなければならない。

(消防団水防団応援事業所の公表)

第9条 岐阜県消防課長は、消防団水防団応援事業所の名称等について、ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第10条 岐阜県消防課長は、消防団水防団応援事業所が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき、その他消防団水防団応援事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 第1項の規定により登録を取り消された消防団水防団応援事業所は、速やかに表示証を岐阜県消防課長へ返還しなければならない。

(協力又はサービス等の提供の停止・変更)

第11条 消防団水防団応援事業所は、団員等及びその家族に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、当該事業所は、岐阜県消防課長にその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、岐阜県消防課長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。